

JIS

熱可塑性三次元網状繊維構造体

JIS L 4500 : 2020

令和 2 年 3 月 23 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 2.3.23

官 報 掲 載 日：令和 2.3.23

原案作成協力者：日本化学繊維協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-1-11 繊維会館 TEL 03-3241-2311)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類及び等級	3
4.1 形態による区分	3
4.2 繊維による区分	3
4.3 反発弾性による区分	4
4.4 耐久性による区分	4
5 品質	4
5.1 見掛け密度及び目付の許容差	4
5.2 反発弾性	4
5.3 耐久性	5
5.4 通気量	5
6 呼び寸法	5
7 外観	6
8 材料	6
9 試験	6
9.1 試験の一般条件	6
9.2 数値の丸め方	6
9.3 見掛け密度及び目付	6
9.4 硬さ	8
9.5 反発弾性	9
9.6 繰返し圧縮硬さ低下率及び繰返し圧縮残留ひずみ	12
9.7 乾熱圧縮残留ひずみ	14
9.8 通気量	15
9.9 熱可塑性三次元網状繊維構造体の寸法	16
10 検査	16
11 熱可塑性三次元網状繊維構造体の呼び方	17
12 試験報告書	18
13 表示	18
附属書 A (規定) 不定形品の試験片の作成方法	19
附属書 B (参考) 厚さ 5 mm 以下の単層品の試験片の作成方法	20
附属書 C (参考) 熱可塑性三次元網状繊維構造体の反発弾性試験装置の設計	21
附属書 D (参考) 熱可塑性三次元網状繊維構造体の通気量試験装置の試験片容器の設計	23
附属書 E (参考) 熱可塑性三次元網状繊維構造体の圧縮たわみ係数及びヒステリシスロス率の	

	ページ
試験方法	25
解 説	27

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第9条により、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

白 紙

熱可塑性三次元網状繊維構造体

3D network structured fiber materials of the thermoplastic polymer

1 適用範囲

この規格は、熱可塑性樹脂の長繊維が三次元方向に融着又は連結することで立体構造を形成する繊維構造体（以下、熱可塑性三次元網状繊維構造体という。）について規定する。

この規格は、寝具、椅子、移動体の座席などの耐荷重用品のクッション部分に用いる、熱可塑性三次元網状繊維構造体に適用する。

なお、熱可塑性三次元網状繊維構造体の形態は、表 1 による。

ただし、この規格は、次のものには適用しない。

- a) 厚さが 5 mm 以下の単層品¹⁾及び厚さが 5 mm 以下の積層品。
- b) 面ファスナ、床敷物などに用いられる立毛繊維又はパイル繊維。
- c) 三軸、四軸織物などの多軸織物。
- d) 土木資材用として使用する熱可塑性三次元網状繊維構造体。
- e) 熱可塑性三次元網状繊維構造体以外の材料と積み重ねた積層品。

注¹⁾ 厚さが 5 mm 以下の単層品については、試験片の特性値を評価することを目的として、附属書 B に示す試験片を用いて、箇条 9 で規定する試験を適用してもよい。ただし、箇条 4 で規定する区分は適用できない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS B 7516 金属製直尺

JIS K 6418 熱可塑性エラストマー用語及び略号

JIS K 6899-1 プラスチック記号及び略語－第 1 部：基本ポリマー及びその特性

JIS K 7248 発泡プラスチック及びゴム寸法の求め方

JIS L 0105 繊維製品の物理試験方法通則

JIS L 0204-2 繊維用語（原料部門）－第 2 部：化学繊維

JIS L 0205 繊維用語（糸部門）

JIS L 0206 繊維用語（織物部門）

JIS L 0208 繊維用語－試験部門

JIS L 0211 繊維用語－ニット部門

JIS Z 8401 数値の丸め方